

市民の皆様方の  
ご理解を  
お願いします。

市議会議員等  
(これから候補者になる人も含む)

有権者が求める  
ことも禁止  
の寄付は禁止

市議会議員等が選挙区内の人に、  
お金や物を贈ることは、法律で禁止  
されています。違反すると法律で  
罰せられます。

また、有権者が寄付を求めるこ  
とも禁止されています。

寄付禁止のルールを守って  
明るい選挙を実現しましょう。



※これらの行為は禁止されています。

# 政務活動費について



本市では、地方自治法の規定により、大網白里市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務活動費を交付しています。

### ●交付方法及び金額など

- ・交付対象：会派及び会派に所属しない議員
- ・交付方法：交付申請した会派の代表者又は無会派の者に対し、年度当初に一括して交付（平成29年度交付分から、後払い方式へ変更することが決定しています。）
- ・交付金額：議員一人あたり月額4,150円（年額49,800円）  
※ただし、政務活動費に残額が生じた場合は、市に返還されます。

### ●使途基準

項目	内容
調査研究費	市の事務及び地方行政に関する調査研究及び調査委託に要する経費（調査委託費、交通費、宿泊費等）
研修費	研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他の団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派の雇用する者の参加に要する経費（会場費、機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等）
会議費	各種会議に要する経費（会場費、機材借り上げ費、資料印刷費、茶菓子代等）
資料作成費	議会審議に必要な資料を作成するために要する経費（印刷・製本代、原稿料等）
資料購入費	調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料等）
広報費	議会活動及び市政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等）
事務費	調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品・備品購入費、通信費等）

### ●収支報告書

政務活動費の支出に係る領収書その他証拠書類の写しを添えて、収支報告書を議長に提出する。

# 議会改革推進協議会

平成28年12月2日に会議を開催し、議員報酬・政務活動費、一般質問の会派代表制や議会でのタブレットの使用などについて協議を行いました。その後、12月21日の全員協議会にて、協議が整った事項について報告を行いました。

### 1. 政務活動費について

これまで年度当初に1年間分を交付していたが、平成29年度からは、後払い方式に改めることで一致した。

### 2. 一般質問の会派代表制について

導入するにあたっての最終的な意見の一致は見られていないが、選択を広げるといふ観点から、平成29年第1回定例会から1年間試行的に導入することとする。

議会改革推進協議会	
委員長	岡田憲二
副委員長	倉持安幸
委員	森田建二
委員	小森勉
委員	石渡登志男
委員	佐久間久良
委員	山田繁子
委員	加藤美佐子

# 議会用語の解説



**一般質問** 議員が市の行政全般にわたり、本会議で報告や説明を求めたり疑問をたずねること。本市では、議員個人による一般質問と会派による代表質問（平成29年第1回定例会より試行）がある。

**会派** 議会内で、同じ主義・主張を持つ議員によるグループのこと。本市議会では、2人以上の議員により構成されています。

**委員会付託** 本会議に提出された議案や請願などを、関係する委員会に審査を委ねること。

**委員会審査報告** 委員会での審査を終えた議案や請願などについて、本会議で委員長が審査の過程及び結果について口頭で報告すること。

**議決** 議案や請願などに対する議員による賛否の意思表示より議会の意思決定を行うこと。種類は、

- 可決（否決）【予算・条例・意見書等】
- 採択（不採択）【請願・陳情】
- 認定（不認定）【決算】
- 同意（不同意）【人事案件】
- 承認（不承認）【専決処分】

## 平成29年市議会 第1回定例会会期日程(案)

月日	曜日	摘要
2/20	月	第1回定例会 <b>開会</b> 行政事務報告、議案上程ほか
22	水	一般質問
23	木	一般質問
27	月	一般質問
3/2	木	議案質疑・委員会付託 総務常任委員会
3	金	文教福祉常任委員会
6	月	産業建設常任委員会
7	火	予算特別委員会
8	水	
9	木	
21	火	第1回定例会 <b>閉会</b> 委員会審査報告、採決ほか

※上記は予定であり、変更となることもあります。  
※第1回定例会で審査する請願・陳情は、2月10日（金）午後5時まで受け付けています。

## 議会を傍聴 しませんか

手続きは簡単です。  
本会議の当日、傍聴券に住所・氏名を書いていただくだけです。  
また、委員会の傍聴の申込みは、当日開会時刻の30分前から10分前までとなります。  
どちらも、本庁舎3階議会事務局にて受け付けております。  
次の定例会は、2月20日（月）に開会される予定です。

本会議の傍聴席は  
30席です

## 大網白里市議会ホームページ

大網白里市のホームページ <http://www.city.oamishirasato.lg.jp/> の市議会 ボタンからアクセスしてください。  
また、スマートフォン・タブレットをお持ちの方は、こちらのQRコードから簡単にアクセスできます。



QRコード

